

社会福祉法人ダビデ会 監事監査規程

(監査の目的)

第1条 監事は、法令（社会福祉法第40条）により与えられた権限に基づいて、法人の事務事業の執行を監査し、その結果を報告及び公表することにより、法人の健全なる運営に資することを目的とする。

(公正な態度と秘密の保持)

第2条 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うにあたっては、常に公正な態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査の業務)

第3条 監事は、法人事業に対し、広い知識と深い理解を持ち、正当な注意をもって、監査の実施及び報告書の作成を行い、監査の成果をあげるよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 監査を行うにあたっては、対象事項の事務の執行が、法令、規則、規程及び基準等に準拠して行われているかどうかを確かめ、積極的指導的監査を実施する。

(監査計画)

第5条 監査は、原則として、予め策定した年間監査計画に基づいて実施する。

(実施計画)

第6条 監査を行うにあたっては、事前にその目標を設定し、実施計画に基づいて実施する。

(監査実施通知)

第7条 監査を行うにあたっては、特別の場合を除き、対象となる当事者に対し、監査の種類、期日、場所等を予め通知し、事前にその資料等の提出を求める。

(監査の種別)

第8条 監査の種別は、定期監査、随時監査及び決算監査とする。

(1) 定期監査

ア 財産状況の監査（社会福祉法第40条第2号）

(ア) 法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもので、帳簿・書類の閲覧、現金・有価証券・債権・不動産その他

の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。

イ 業務執行状況の監査（社会福祉法第40条第1号）

（ア） 理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施する。

（イ） 法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

（2） 随時監査

監事は、法人の運営について必要があると認めるときは、監査を実施することができる。

（3） 決算監査

監事は、事業報告原案、決算報告書原案を監査する。

（監査手続）

第9条 監査の実施計画の策定にあたっては、監査項目、実施場所、所要日数、監査方法等を合理的に決定する。

（監査の講評）

第10条 監査の報告前に、原則として、その結果を関係責任者に講評し、これに対する弁明又は意見を聴取する。

（監査報告）

第11条 監査が終了したときは、監査報告書を作成する。

（報告書の記載事項）

第12条 監査報告書には、おおむね次に掲げる事項を記載する。

- （1） 監査の実施日
- （2） 監査の方法及び概要
- （3） 監査を実施した監事
- （4） 監査内容
- （5） 監査意見

（資産総額証明書を作成）

第13条 監事は、組合等登記令の定めによる毎年度末における法人の資産総額変更届に添付する資産総額証明書を作成するものとする。

附 則 この規程は平成25年4月1日より施行する。